

令和5年度水質検査計画書

1 水源地域等

秩父別町は、昭和60年より沼田町にある北空知広域水道企業団から秩父別町4条東1丁目に所在する秩父別町配水池に浄水受水し、末端給水事業を実施している。

北空知広域水道企業団の水源である沼田ダムは、流域面積62.6㎡でそのほとんどが国有林であり、水質汚染の排出源となる民家・農地・工場等はない。

令和5年3月末の行政区域内人口2,277人のうち給水人口は2,244人であり、普及率は98.6%である。

2 水質検査地点

毎日検査項目の色度、濁度、残留塩素については、配水池にて水質自動計器により検査し、水道監視システムにより24時間監視しています。

毎月及び定期的の水質検査については、秩父別町役場の給水栓から採水し、検査を実施しています。

3 検査依頼先

水道法第20条第3項に定める地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼します。また、検査の信頼性確保のため公益社団法人日本水道協会が認定する水道検査優良試験所模範（水道GLP）、または、国際規格ISO9001もしくはISO17025の認定を受けている者に依頼します。

令和5年度検査主体

札幌市清田区平岡1条1丁目1番40号 日本衛生株式会社

4 検査項目と検査頻度

給水栓における水質検査項目と検査頻度

(1) 水質検査項目

水道法で検査が義務付けられている毎日検査及び水質基準項目とします。

(2) 検査頻度

- ① 毎日検査：色度、濁度、残留塩素は、毎日検査します。
- ② 毎月検査：水質基準項目の内、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目は毎月1回検査します。
- ③ 年3回検査：毎月検査項目以外で、法令に基づき検査頻度を緩和することができないシアン化物イオン及び塩化シアン等については、3か月に1回検査します。
- ④ 年1回検査：法令に基づく水質基準項目51項目は9月に検査します。
- ⑤ 期間検査：水源がダムであるため、臭気の原因となるジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについて、藻類発生の可能性がある7～9月に検査します。

5 検査試料の運搬方法
車両 高速道路等

6 水質異常時の対応

水質に異常が発生した場合は、臨時の水質検査を実施し、関係機関と協議し対応します。
また、人体に影響を与える恐れがある場合は、直ちに給水を停止します。

7 水質検査計画の見直し

水質検査計画の見直しは、検査結果や水源域の状況変化等必要に応じて行います。